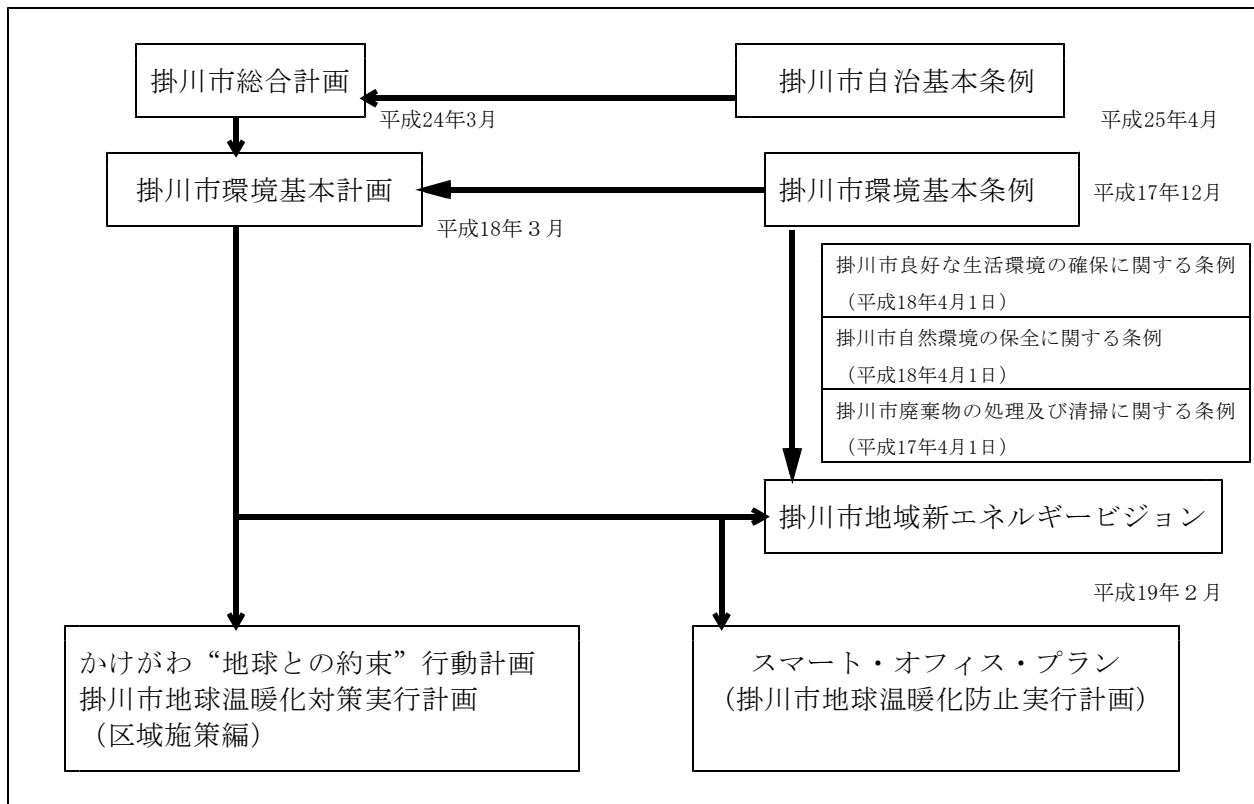


第1章 環境施策の概要

1 条例・計画



(1) 環境基本条例（施行日：平成18年1月1日）

ア 目的

環境基本法の基本理念にのっとり、掛川の豊かな環境を守ると共に、等しく市民全員が環境の恵みを受け、次世代に引き継いでいくことを目指し、掛川市の環境保全の基本的な方向性等を位置づけることを目的としています。

イ 概要

(ア) 条例の性格

掛川市の環境問題に対する基本理念や市民及び事業者の責務、市の施策を明らかにし、環境に関する施策を総合的かつ積極的に推進するための枠組みを示した条例です。

騒音や悪臭などから快適な住環境を確保するための「良好な生活環境の確保に関する条例」や廃棄物の処理を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」など、個々の目的を持つ条例の上位に位置づけられた最も基本となるものです。

(イ) 内容

・ 5つの基本理念

- ①将来にわたって豊かな環境の恵沢を享受
- ②地球的視野から持続的発展が可能な社会の構築
- ③すべての者が自らの問題として積極的に推進
- ④自然と人との共生及び生物多様性の保全
- ⑤健康で文化的な生活を享受

- ・各主体の責務

- ① 市の責務

- 「総合的な施策の策定と実施」、「市が実施する事業に伴う環境への負荷の低減」
「環境配慮事業の積極的な取り組み」

- ② 市民の責務

- 日常生活における環境負荷の低減と循環型社会の構築、自然環境の保全と再生
自らの積極的な取り組みと市の環境に関する施策への協力

- ③ 事業者の責務

- 事業活動に伴う公害防止と環境負荷の低減、循環型社会の構築、自然環境保全と再生
事業活動に伴う関係者に対する協力措置の実施
自らの積極的な取り組みと市の環境に関する施策への協力

- ・5つの基本方針

- ①地球温暖化防止の推進 ②循環型社会の構築 ③自然環境の保全
④良質な生活環境の確保 ⑤地域環境力の向上と環境学習の推進

- ・その他

- ①環境基本計画の策定 ②開発行為等への環境配慮の助言と必要な措置
③環境調査による環境状況把握 ④環境施策を審議する掛川市環境審議会の設置

(2) 掛川市良好な生活環境の確保に関する条例（施行日：平成18年4月1日）

ア 目的

生活環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全その他必要な事項を定めることにより、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することを目的としています。

イ 概要

良好な生活環境を確保するための7つの項目

(ア) 清潔の保持

- ①公共の場所の清潔の保持 ②土地建物等の清潔保持 ③容器等の散乱防止
④ビラ等の散乱防止

(イ) 空き地の管理

雑草の繁茂害虫の発生等、周辺的生活環境を阻害しないための適正な管理

(ウ) 静穏の保持

特定建設作業に関する情報の周辺住民への周知

(エ) 自動車等による生活環境への負荷の軽減

- ①自動車等の適正な整備と使用 ②交通公害に関する要請

(オ) 悪臭の防止

- ①事業活動等による悪臭排出の制限 ②焼却時の生活環境への配慮

(カ) 水質汚濁の防止

- ①事業所等の公共用水域の汚濁防止 ②生活排水による水質汚濁の防止

(キ) 動物の適正な飼養

- ①動物の飼養者等の責務 ②犬、猫の飼養におけるマナーの遵守

(3) 掛川市自然環境の保全に関する条例（施行日：平成18年7月4日、一部は平成19年1月1日から）

ア 条例の背景

自然保護意識の高まりとともに、各地で開発における希少野生動植物への影響が問題視され、事業実施において、希少野生動植物などへの配慮が必要な状況となっています。

現在、掛川市希少動植物等保護要綱の運用により、希少野生動植物の生息・生育エリア内での開発について、円滑な事業実施及び希少野生動植物の保護の観点から、出来る範囲内での配慮をお願いしています。この要綱を条例化することにより、自然環境の保全についての市の姿勢を明確にし、市民・事業者の希少野生動植物の保護への意識をより高め、開発と希少野生動植物の保護の両立を図ります。

イ 条例の目的

野生動植物の保護その他必要な事項を定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進すること等を目的としています。

ウ 条例の内容

(ア) 希少野生動植物の保護

① 指定希少野生動植物種の指定（第6条関係）

掛川市に生息・生育する特に保護が必要な希少野生動植物を「指定希少野生動植物種」として指定します。

② 指定希少野生動植物の捕獲等の禁止（第7条関係）

指定希少野生動植物種の捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）は原則禁止されます。

③ 保護地区の指定・保護地区内の行為の事前届出制（第8条～第11条関係）

指定希少野生動植物種の生息・生育が確認されている区域及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を保護地区として指定します。

保護地区内での開発行為を事前届出制とします（軽微なもの等を除く）。

市は、届け出られた行為について、影響緩和手法を用いて必要な措置等を指導・助言します。

④ 雑則（第21条関係）

捕獲等の禁止に違反した場合及び事前の届出・変更の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合、氏名及び事実行為を公表することができます。

(イ) 移入種の放逐等の禁止（第12条関係）

何人も、移入種の内、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことが禁止されます。

(ウ) 自然環境保全活動推進員（第13条関係）

自然環境の保全に関する知識の普及及び活動を推進するため、自然環境保全活動推進員を設置します。

(エ) 自然環境保全審議会（第14条～第19条関係）

審議会は、指定希少野生動植物種・保護地区の指定、その他自然と人との共生や生物多様性の確保に関する事項を調査審議します。

審議会は、市民・環境関係団体の代表者・学識経験を有する者から10人以内で組織します。

(オ) 調査（第20条関係）

市長は、野生動植物の状況、野生動植物と人との共生のあり方等を調査します。

(4) 掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（施行日：平成17年4月1日）

ア 目的

廃棄物の適正な処理を確保し、併せて廃棄物の発生の抑制、再利用の推進その他の減量に係る施策を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

イ 概要

(ア) 一般廃棄物処理計画（第3条関係）

一般廃棄物の処理に関する基本計画及び毎年度の実施計画を定める。

(イ) 市民の責務（第4条関係）

- ① 廃棄物の発生及び排出を抑制し、不用品の再使用、再生品の使用等による廃棄物の減量を図り、廃棄物を分別して排出するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に関し、市の施策に協力します。

(ウ) 事業者の責務（第5条関係）

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理します。
- ② 廃棄物の発生及び排出を抑制し、不用品の再使用、再生品の使用等による廃棄物の減量を図り、廃棄物を分別して排出するとともに、廃棄物の適正な処理の確保に関し、市の施策に協力します。

(エ) 市の責務（第6条関係）

- ① この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施します。
- ② 市民及び事業者に対し、廃棄物の発生及び排出の抑制、不用品の再使用、再生品の使用等による廃棄物の減量、廃棄物の分別排出その他廃棄物の適正な処理の確保に関する意識の啓発及び情報の提供に努めます。
- ③ 廃棄物の減量を目的とする市民及び事業者の自主的な活動の促進を図ります。

(5) 掛川市環境基金条例（施行日：平成20年4月1日）

ア 目的

企業の地球温暖化対策等の環境配慮活動として、廃棄物である古紙等の資源リサイクルを進めながら、新エネルギーの普及、環境学習や省資源・省エネルギーの推進を目的に、企業から古紙、ペットボトル等の資源物の提供を環境団体が受けて、その売上金を市の環境基金に積み立てて、環境団体や公共団体が行う太陽光発電施設等の設置に対し補助として活用を進めます。

イ 概要

市内協賛企業と、「古紙提供に関する協定」を、企業、掛川市エコ・ネットワーキング、掛川市で締結し、提供された古紙等をエコ・ネットワーキングが回収、売却する。売上金を全額、掛川市環境基金に積み立てします。

環境基金は、環境活動に資することを目的として、公共公益施設への太陽光発電施設等の自然エネルギー施設の設置及び環境教育の普及促進にかかる事業を推進するための資金とします。

(6) 風力発電施設設置ガイドライン（制定・運用開始日：平成18年5月17日）

ア 目的

民間事業者による風力発電施設設置にあたっては、建設が容易な場所に設置をすることで虫食い状態などの乱開発が懸念され、効率的な配置、自然環境の保全、景観等から、住民・他の風力発電事業者等との関係で、問題が生じる可能性があります。

そのため、設置する事業者が自主的に配慮すべき事項を定め、掛川市環境基本計画に基づく風力エネルギーの利用の拡大に繋げることを目的としています。

イ 概要

(ア) 対象

発電規模100kW以上の風力発電施設及び送電線等の付帯設備の新設、増設又は大規模な改修

(イ) 内容

① 設置における条件

騒音、電波障害、動植物、既設の風力発電施設との調整、近隣住民等の合意、市との協議

② 事前調査

騒音、電波障害、動植物、既設の風力発電施設への影響、設置工事作業による影響、主たる眺望地点からの景観

③ 事前説明

計画・②の内容等の、近隣住民・周辺地権者・地元自治会・関係公的機関等への説明

④ 市との協議

土地利用対策委員会において市の意見を調整し、事業者と協議する

⑤ 設置後の調査

事前調査にて影響が予測された項目についての設置後確認調査

⑥ 維持管理及び障害発生時の対応

破損・事故等の未然防止及び設置後の障害発生時の原因調査等の対応



(7) 掛川市地域新エネルギービジョン

ア 事業の概要

(ア) 掛川市は、全国でも有数の日射量があり太陽光や太陽熱の活用や海岸部での民間企業によ

る風力発電施設設置計画があるなど、新エネルギー利活用の可能性が高い地域です。

このため「掛川市環境基本計画」では、再生可能なエネルギーを活用した循環型社会の構築について、「新エネルギーの利用推進」を地球温暖化防止推進の施策の柱としており、これまでも太陽光発電設備設置補助や新エネフォーラムを実施するなど、新エネルギーの普及に努めてきました。

新エネルギー導入の効果的・総合的な推進を図るべく、基礎データを収集し、モデルプロジェクトの検討を行うこととしました。

イ ビジョンの内容

(ア) 市域のエネルギー使用量(需要量)の把握 (数字は平成19年2月時点のものです)

- ① 電気、ガス、油類について、産業・民生(家庭用・業務用)・運輸でまとめ比較。
- ② 掛川市のエネルギー需要量は、原油換算で年間で356,060kl。
ドラム缶で約178万本分。静岡県全体の約3%。
- ③ 需要量が最も多い部門は、産業部門で年間約174,178kl(全体の50%)
化学工業や電気機械器具製造業などのエネルギー消費の多い工場が立地しているため。
運輸：26% 民生(業務用)：13% 民生(家庭用)：11%
- ④ 産業部門の電気・重油及び運輸部門のガソリン・軽油における削減対策が必要。

(イ) 市域に潜在するエネルギー量(賦存量)の把握

- ① 市域の新エネルギーの賦存量を太陽・風力エネルギー等の種別ごとに算出。
- ② 賦存量(期待可採量)の合計値は、原油換算量で65,320klで、ドラム缶約32万本。
市内の全エネルギー需要量の約18%に相当。
- ③ 電力利用とすると283,900MWhで、市内の電力消費量の22%に相当。
この電力は、約51,000世帯(掛川市世帯数が約36,000世帯)の電力使用量に相当。
- ④ 賦存量として最も多いのは、バイオマス資源であり、全賦存量の23.5%を占める。
農業の盛んな地域であることを反映し、豊富な賦存量となっている。

(ウ) 新エネ導入の基本方針の策定

- ① エネルギーと環境の状況から「掛川市の特徴」に基づいて基本方針を策定。
 - ・自然・社会環境の特徴
恵まれた自然環境、企業活動が活性化、人口・世帯数の増加、多彩な農産物、
自動車保有台数の増加
 - ・エネルギー消費の特徴
産業部門のエネルギー消費が顕著で電力消費が大きい、運輸部門での消費量が多い
 - ・新エネ賦存量の特徴
太陽と風力エネルギーが大きい、バイオマス特に農業廃棄物エネルギーが多い、
クリーンエネルギー自動車による削減効果が大きい
- ② まちづくりとの連携が不可欠なため、導入目標を総合計画と環境基本計画に基づき設定。
- ③ 基本方針
 - ・みんなの力で新エネルギーの導入を推進します
 - ・普及・啓発、環境教育により新エネルギーの導入を推進します

- ・エネルギー多消費分野へ新エネルギーの導入を推進します
- ・新エネルギーの公共施設への導入を推進します

④ 新エネルギー導入目標像

「新エネルギーが支える環境を守るまち かけがわ」

⑤ 新エネルギー導入目標値

原油換算15,108kl（平成19年度から28年度）

市全体のエネルギー需要量の約4％に相当。

(8) 環境基本計画

第2章に掲載

(9) 掛川市地球温暖化防止実行計画【スマート・オフィス・プラン】

第3章に掲載

(10) 掛川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【かけがわ“地球との約束”第2期行動計画】

第4章に掲載

2 組織・委員等

(1) 環境審議会

ア 目的

掛川市環境基本条例に基づき設置され、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議することを目的とした、市の行う施策や環境基本計画の進行管理についての諮問機関です。

イ 設立：平成18年 1 月 25 日

ウ 構成

審議会は、下記各代表20名以内で組織し、市長が委嘱。

- ・ 市民代表：市内で個人的に環境保全に関わる活動をしている方
- ・ 事業者代表：商工業者と農業者を組織する団体、環境衛生団体、運輸関係団体等の代表
- ・ 環境関係団体代表：市内で環境保全等に積極的な活動を行っている団体の代表
- ・ 学識経験者：環境問題、自然保護等の専門家等

任期：2年間

(2) 自然環境保全審議会

ア 事業目的

自然環境の保全に関する条例（平成18年 7 月 4 日施行）に基づく組織で、指定希少野生動植物種・保護地区の指定等に関する事項について調査審議することを目的として設置されました。

イ 構成

名称：掛川市自然環境保全審議会

設立：平成18年10月 5 日

任期：2年間

構成：審議会は、10名以内で組織し、市長が委嘱する。

学識経験者及び自然環境の専門家

(3) 環境保全委員

ア 目的

ごみの分別指導を除いた全般的な環境保全について、自治区のリーダー的存在として活動し、身近な環境を守り育て、地球環境の保全に繋げていくことを目的としています。

イ 設置：平成13年 4 月（旧掛川市）

ウ 任期：1 年間（市長が委嘱）

エ 構成 ・環境保全委員 自治会に 1 名

オ 職務

- ・ 環境保全委員：自治区内の環境保全活動のリーダーとして、行政と連携を図りながら環境保全に関する活動を推進します。

(4) クリーン推進員★

ア 目的

清潔で快適な生活環境を確保するため、市民のごみ減量・再資源化意識の普及高揚を図り、ごみ排出マナーの向上を目的として、市の環境美化施策についての啓発を推進します。

イ 設置：平成13年度（旧掛川市）

ウ 活動内容

- ・ごみの分別、減量化、再資源化、排出マナーに関する啓発・指導
- ・市が実施する研修会等への参加
- ・不法投棄等の連絡、情報提供

(5) 掛川市エコ・ネットワーク★

ア 目的

市内における環境保全活動を行っている団体が、それぞれの活動計画の周知や共同での活動などについて調整を行うことにより、それぞれの活動を有機的に結びつけ、より一層環境保全への取り組みを深めていくことを目的としています。

イ 設立：平成13年10月（旧掛川市）

ウ 参加団体

- ・主に掛川市民で構成され、活動範囲が主に掛川市内である団体

エ 活動内容

- ・各団体の事業実施状況等の情報交換。
- ・エコネットチャレンジ。
- ・緑のエコカーテン事業の実施。
- ・かけがわエコ川柳の企画運営。
- ・市民を対象とした啓発イベントである「環境を考える市民の集い」の企画運営。

(6) ISO14001及びEA21認証取得事業所連絡会★

ア 目的

市内で環境マネジメントシステム(以下、EMSとする)に関する国際規格のISO14001又は、国内規格のEA21の認証を取得している事業所(自己適合宣言を含む)をもって構成され、会員相互が交流し、EMS運用状況の向上を図ることにより、環境問題に対応するとともに、経営改善に資することを目的とする。

イ 設立：平成19年7月4日

ウ 役員：会長1名、副会長1名を会員の互選により選出する(任期2年)。

エ 活動内容

- ・環境配慮活動の情報交換(年2回程度全体会議開催)及び情報収集に関すること。
- ・市の環境施策への協力に関すること。

(7) ごみ減量とリサイクル先進モデル事業所★

ア 目的

事業所のごみ分別、リサイクル化を推進することにより、ごみの減量及びリサイクル思想の普及向上を図るため、先進的な取組をしている事業所をモデル事業所として登録しています。

イ 設立：平成15年 5 月（旧掛川市）

ウ 事業概要

(7) 事業所から提出された登録申請書により取り組み内容の審査

〈事務所・工場関係〉

① 分別品目 6 品目以上

ごみの減量率及びリサイクル率は取り組み年度より向上していること。

② 生ごみの減量に取り組んでいて、取り組み年度より向上していること。

③ 再生品を実際に利用していること。

④ 再登録の場合は、上記①～③の内容を維持していると認められること。

〈小売業関係〉

① ごみ減量につながるシステムを構築していること。

② 分別品目 6 品目以上

リサイクル率は取り組み年度より向上していること。

③ 生ごみのリサイクル、又は、ごみの減量につながる取り組みをしていること。

④ 再生品を実際に利用していること。

⑤ マイバッグ運動に参加しており、実際に取り組んでいること。

⑥ 再登録の場合は、上記①～⑤の内容を維持していると認められること。

(4) 登録期間

登録証発行日から 1 年間

(5) 登録の更新

① 登録事業者は、登録終了の 2 週間前までに更新を提出し再審査を受ける。

② 審査内容は、事務所・工場関係の場合①～③、小売業関係の場合①～⑤とする。

(8) かけがわ美化推進ボランティア★

ア 目的

企業や団体、個人などのボランティアによる清掃活動により、景観美化の向上、ポイ捨て者への啓発、及びポイ捨てごみの発生抑制を目的としています。

イ 設置：平成16年 8 月 1 日（掛川区域）、平成17年 4 月 1 日（大東・大須賀区域）

ウ 活動内容

登録団体による美化活動

3 補助制度等

(1) 掛川市環境基本計画実践事業費補助金★

掛川市環境基本計画に基づき、地球温暖化防止や自然環境保護等の環境保全活動を実践する市民の団体や、地区での活動また市民への啓発活動を行う企業に対して補助を行い、環境保全活動を推進・支援することを目的としています。

ア 補助開始：平成13年度（旧掛川市）

イ 交付対象者：地区及び自治区や市民団体等

ウ 補助対象事業

環境基本計画の行動目標に基づいた、地球温暖化防止や自然環境保護等の環境保全活動を実践する上で行う事業

エ 補助金額 : 費用の2分の1以内で、50,000円を限度。

(2) 環境基金★

企業の地球温暖化対策等の環境配慮活動として、廃棄物である古紙等の資源リサイクルを進めながら、新エネルギーの普及、環境学習や省資源・省エネルギーの推進を目的に、企業から古紙、ペットボトル等の資源物の提供を環境団体が受けて、その売上金を市の環境基金に積み立てて、環境団体や公共団体が行う太陽光発電施設等の設置に対し補助として活用を進めます。

ア 概要

市内協賛企業と、「古紙提供に関する協定」を、企業、掛川市エコ・ネットワーク、掛川市で締結し、提供された古紙等の売上金をエコ・ネットワークを通じて全額、掛川市環境基金に積み立てします。積み立てた基金は環境活動に資することを目的として、公共施設への太陽光発電等の自然エネルギー施設設置、環境の保全に資する事業に活用するための資金とします。

(3) 清掃作業車両借り上げ料補助★

ア 目的

自治会が下水路の清掃作業等を実施するにあたり、有料で運搬車両を借り上げた場合について、補助金を交付し、地域の害虫駆除及び環境衛生の向上の促進を図ります。

イ 補助開始：平成10年度（旧掛川市）

(4) 資源化物回収活動奨励金・資源化物分別収集奨励金★

ア 目的

資源化物の再利用の促進、分別排出の徹底及びごみの減量化を図るとともに、地域の環境美化活動を推進するため、古紙の回収活動を行う団体に対し、奨励金を交付しています。

※分別収集奨励金は平成21年度をもって終了しました。

イ 補助開始：掛川区域：平成7年4月、大東区域：平成6年、大須賀区域：平成5年

(5) ごみ集積所設置等補助金★

ア 目的

ごみ集積所周辺の美観及び収集効率向上のため、自治会が実施する集積所の新設又は修繕について、その費用の2分の1以内で、100,000円まで補助金を交付しています。

イ 補助開始：掛川区域 昭和56年4月、大東・大須賀区域 平成17年度

(6) 剪定枝等再資源化資源補助金★

ア 目的

環境資源ギャラリーの焼却能力を補うとともに、ごみ減量と家庭から排出される剪定枝等の再資源化を図る。

イ 開始時期 平成17年4月

ウ 補助対象者 グリーンサークル(株)（掛川市大坂8164番地の96）

小関建設㈱（掛川市下俣567番地の1）

掛川森林開発㈱（掛川市原里375番地の1）

フルハシEPO㈱（掛川市領家889番地の1）

エ 補助の条件

(ア) 大東・大須賀区域

大東区域又は大須賀区域の住民が、剪定等により家庭から出る樹木、草等を持ち込むものや、自治会やPTAなどが奉仕活動により公共施設の樹木、草等を持ち込むもの。

(イ) 掛川区域

掛川区域の住民が、剪定等により家庭から出る樹木、草等を持ち込むもの。

オ 補助の対象

住民が持ち込む家庭系の剪定枝等の処理に要する経費

自治会やPTA等が持ち込む公共施設の剪定枝等の処理に要する経費（大東・大須賀区域のみ）

カ 補助金額

住民が持ち込む家庭系の剪定枝等 1 kgにつき 5 円

自治会やPTA等が持ち込む公共施設の剪定枝等 1 kgにつき10円

(7) スマートコミュニティ推進事業費補助金★

ア 目的

自然エネルギーを活かした発電施設等を公会堂等に設置し、市民活動や防災の拠点化を進めると共に、スマートコミュニティを推進する。

イ 補助開始：平成25年4月

ウ 補助対象

自然エネルギーを活かした発電施設等を自治会等が所有、又は管理・運営する公会堂等に設置する場合。

「自然エネルギーを活かした発電施設等」

太陽光エネルギーが一般的だが、風力発電施設や水力発電施設も含む。それらにより発電された電気を、直接変換する機器、及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置（固定式のものに限る）をいう。

エ 補助率及び補助額

上記の施設を設置するために要した経費の3分の1以内とし、300,000円を限度とする。

4 環境保全に係わる事業

(1) 環境ISO推進事業（掛川市役所のISO14001認証取得）

ア 目的

市の事務事業や発注業務を環境保全の視点から評価し、環境への影響を極力減らすとともに、環境に有益な事業を推進することを目的とし、ISO14001認証を取得し、運用しています。

イ 取得サイト：市役所本庁舎・南館

認証の対象となる業務は、本庁舎・南館における事務事業全般

「オフィス業務」、「発注業務等」、「庁舎施設管理業務」、「環境保全業務」

ウ 認証取得日：平成16年7月30日 （運用開始日：平成16年2月2日）

エ 環境ISO審査登録機関：日本品質保証機構（JQA）

オ 効果

(ア) 環境ISOは国際規格でもあり、誰もが基準に照らし合わせて判断でき、外部監査や内部監査、全職員の研修を実施することで、職員の意識と行動のレベルが上昇します。

(イ) 世界的に認められている制度であるため、外部に対しても行政として率先した環境活動を実施しているアピールにもなり、市民や市内企業への環境配慮に対する推進にも繋がります。

カ 経過

平成15年度 EMS構築と実施運用

平成16年度 EMS実施運用、内部監査、EMS見直し、認証取得審査・登録

平成17年度 ISO14001定期審査、支所等出先機関への準用、2004年版対応

平成18年度 内部監査員等各種研修の充実、支所等出先機関のレベルアップ

平成19年度 ISO14001更新審査（平成20年度、平成21年度 定期審査）

平成22年度 ISO14001更新審査（平成23年度、平成24年度 定期審査）

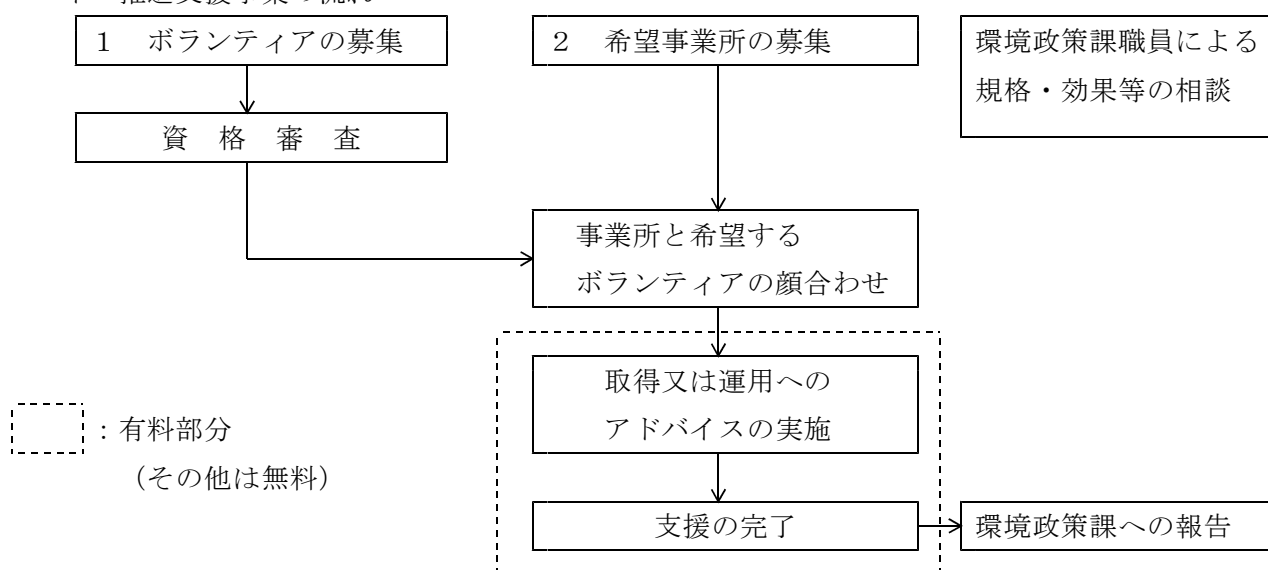
平成25年度 ISO14001更新審査（平成26年度 定期審査）

(2) 市民力による環境ISO推進支援事業

ア 目的

地球温暖化の防止と環境に配慮する事業所の増加を図るため、環境ISO等取得・運用等に関するノウハウを持ち、環境ISO等取得希望・運用事業所へのアドバイス等を行える市民を募集し、希望事業所へ市が仲介を図ることにより低廉な経費で環境ISOの取得・運用を支援します。

イ 推進支援事業の流れ



ウ 想定される指導（アドバイス）の具体的内容

(ア) 取得時

- ・ IS014001規格、E M S についての説明、EA21の説明
- ・ 当該事業所の事業内容に合わせた I S O 取得のメリット・デメリット調査
- ・ 取得までのプロセス・スケジュールについての説明
- ・ コンサルティング会社選定へのアドバイス

(イ) 運用

- ・ IS014001規格要求事項である「継続的改善」への支援
- ・ より効率的なE M S の構築への支援
- ・ 規格への適合性への助言

エ 事業進捗状況（平成27年3月末現在）

- (ア) 事業開始時期 平成16年10月
- (イ) 支援ボランティア 4 個人・2 団体が登録
- (ウ) 契約件数 17件

(3) エコアクション21認証取得一斉支援

ア 目的

環境省による「エコアクション21(以下、EA21とする)自治体イニシアティブ」に応募し、EA21認証取得を目指す事業所に無償でコンサルティングすることで、市内事業所のEA21認証取得数を増やし、事業所における環境配慮活動を推進しています。

イ 事業実施の背景

企業の社会的責任や、大企業におけるサプライチェーンのグリーン化の推進から中小企業においても環境経営が求められています。

このような中、“環境省によるE M S 認証登録制度”であるEA21は、IS014001と比較すれば人的・物的コストが安く、取り組む内容自体は平易であり、中小企業での普及が期待されています。

しかし、コンサルタントなしでは、導入段階で何をやればよいか判りにくいこと、知名度がIS014001に比べ低いことから、現段階では市内での普及は進んでいません。

ウ 支援内容（平成18年度～）

- (ア) 掛川市（平成21年度～菊川市と、平成24年度～菊川市、袋井市と共同実施）

【役割】参加事業所募集、支援会場準備

- (イ) 地域事務局

- ・ N P O 法人環境カウンセラー協会（平成18～20年度 EA21地域事務局）
- ・ 一般社団法人静岡県環境資源協会（平成21年度～ EA21地域事務局）

【役割】参加事業所募集支援、支援内容準備

- (ウ) 支援実績

イニシアティブ参加累計42社のうち、17社(約40.4%)がEA21の認証を取得した。

(4) かけがわ環境愛そうキッズ^{I S O}★

ア 目的・概要

主に小学5年生とその家族を対象に、日常生活における環境に配慮した行動を進め、それを保護者や家庭内にまで広げるきっかけとすることを目的としており、年間4回「環境家族会議」を開いて、家族で環境について話し合いをしてもらいます。

イ 環境家族会議

【第1回目「真夜中探検隊」】

夜、部屋の電気を消して家の中のパイロットランプを見つけ、待機電力を消費する電気機器の実態を把握し、電源を切っても良いものとそうでないものを見分けます。

【第2回目「電気量調査隊」】

各家庭で、電気などのエネルギーの使用実態と二酸化炭素排出量を把握し、削減に取り組んでもらいます。

【第3回目「ごみ箱調査隊」】

分別が徹底しきれず、ごみとして出してしまう資源がたくさんあります。調査により各家庭の分別実態を知ってもらい、より一層の分別の徹底に繋がってもらいます。

【第4回目「エコマーク調査隊」】

いつも何気なく使用している身の回りの物から、リサイクルマーク、エコマークを探し出してもらい、環境に配慮した製品が身近に存在することを知ってもらい、マークへの興味とリサイクル製品、環境配慮製品の使用を意識付けます。

(5) くらしの環境ウォッチング

ア 目的

日常生活における環境保全に配慮した行動を進め、それを保護者・家庭内にまで広げるきっかけとすることを目的とし、教育委員会と協力し、市内小学4年生を対象に実施しています。

イ 概要

市内小学4年生に『みんなで環境のことを考えよう「くらしの環境ウォッチング5 DAYS」をしてみましょう』を配付し、夏休み中の任意の5日間取り組んでもらい、項目別に「〇△ー」で実施状況をチェックします。

(6) 掛川市マイバッグ運動★

ア 目的

買い物時におけるマイバッグ(買い物袋)の持参やレジ袋を断るなどの「マイバッグ運動」を市内全域で進め、環境意識の向上と合わせ、消費者に一層の排出抑制の意識を持ってもらうために行なっています。

イ 概要

(ア) 平成14年6月30日 スタート(旧掛川市)

実施主体：各店舗事業者(参加店舗＝153店舗)、掛川市

協力団体：掛川商工会議所、掛川スーパー協会、(協)掛川商店連盟サービス会 等

(イ) 市民：買い物時にマイバッグ(自分の買い物袋)を持参する。

(ウ) 事業者：マイバッグ運動として、いずれかの方法で取り組む。

・(協)掛川商店連盟サービス会(桔梗シールの会)マイバッグ運動

・各店舗独自マイバッグ運動

・レジ袋キャッシュバック事業

(エ) 市：ポスター、チラシ、のぼりの作成や現状調査等の普及啓発活動の実施。

ウ 「掛川市マイバッグ運動」のルール（掛川市消費者協会 作成）

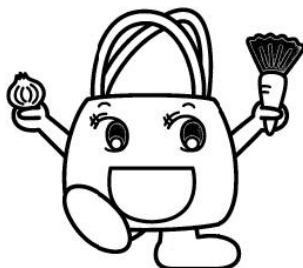
「マイバッグ持参の3つの約束」

- ①買い物には、マイバッグを持っていけます。
- ②店内では、必ず店内用カゴを使います。
- ③レジでは、「レジ袋はいりません」と断ります。
→買った物は、マイバッグにつめて帰ります。

エ キャッチフレーズとメインキャラクター

・キャッチフレーズ 「お出かけに いつも おともは マイバッグ」 松田博子（城北町）

・メインキャラクター 「エコ・かばん」くん 武富可奈（亀の甲）



シンボルマーク…加藤正仁（倉真）

オ テーマソング

掛川発マイバッグソング タイトル「いつも持ってるマイバッグ」

この取り組みを市民として支援するため、掛川市内に在住の2人の方が「掛川マイバッグソング『いつも持ってるマイバッグ』」を作詞作曲し、市に使用権を提供していただいた。

マイバッグ運動に取り組んでいる店舗などで流れます。

作詞者：岩下安克（旭ヶ丘区） 作曲者：杉山 潤（旭ヶ丘区）

カ レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定

マイバッグ運動を一層進めると「掛川市ごみ減量大作戦」をさらに積極的に推進するため、レジ袋削減に向けて、掛川スーパー協会、掛川市消費者協会及び掛川市は、「レジ袋の削減に向けた取組に関する協定」を締結し、レジ袋の有料化を含めた取組を協働して実施しています。

①締結日 平成19年4月17日

②締結者 掛川スーパー協会と掛川市消費者協会、掛川市の3者

③目 標 マイバッグ持参率95%からの向上を目指す。



(7) 環境フォーラム

ア 目的

地球温暖化の抑制など地球環境を考える機会として新エネルギーや省エネルギー、自然環境やごみ減量、生活環境の保全等の普及、啓発を図るため、環境保全委員、クリーン推進員の研修会として講演会を開催しています。



(8) 環境を考える市民の集いと環境展★

ア 目的

子供から高齢者までの全ての市民が、身近な環境に対する意識を高め、環境に配慮した生活を推進していくための契機として毎年実施しています。

イ 主催：掛川市エコ・ネットワーク

(9) 自然環境調査事業★

ア 目的

自然環境を継続して調査し、掛川市の自然環境の現状と今後の変化を把握します。

また、専門家が行う調査に加え、市民がボランティアとして調査に参加し、その現状と自然の大切さを認識する環境学習も目的としています。

イ 事業開始：平成12年（旧掛川市）

(10) 自然環境講座★

ア 事業目的

掛川市の自然環境への関心を高め、知識を習得してもらい環境学習のリーダー養成の土壌を用意し、自主的な自然環境学習の機会をより多く作り出す状況を創出することを目的としています。

イ 事業開始 12年（旧掛川市）

5 ごみ減量に係わる事業

(1) 剪定枝等地区回収事業★

ア 事業目的

家庭から排出される燃えるごみの減量を図るため、家庭で排出される剪定枝等の再資源化を図る。

イ 事業開始時期：平成19年4月から

対象剪定枝：家庭から発生した植木等の剪定枝

(事業活動に伴い剪定されたもの、多量に排出されたものは対象外)

ウ 事業内容

各地区で集められた剪定枝を回収し、一般廃棄物処分業者で再資源化处理をする。

エ 回収方法（地区回収）

(ア) 回収場所 フックロール車が出入りできる場所を地区で1箇所選定する。

(イ) 回収回数 1地区月1回を原則とし、予算の範囲内で実施する。

(ウ) 出し方 コンテナ内に剪定枝等を入れる。

※平成19年度までは、集積所に燃えるごみとして出された剪定枝を、燃えるごみとは別に収集していたが、全市的に地区回収が定着したため、平成20年度からは地区回収に集約した。

オ 地区回収の手順

① 回収希望地区代表者は、回収希望日の3ヶ月前に環境政策課へ連絡する。

② 環境政策課は、量に応じて収集業者に連絡する。

③ 地区で指定した回収場所に収集業者が回収する。

(2) 食用油リサイクル事業★

ア 事業の概要

掛川区域で平成15年8月から8地区でモデル地区収集を開始しました。モデル地区は資質の異なる地区（農村地区、住宅地区、アパート・マンション地区）で、収集頻度を変えて実施し、収集回数、収集方法の検討を行いました。

その後、モデル地区の結果を基に掛川区域で平成16年7月から、大東・大須賀区域は平成18年4月から収集を開始しました。

収集した食用油はBDF（バイディーゼル燃料）にリサイクルし、軽油に代わる燃料として、ごみ収集車両で使用しています。

イ 事業目的

(ア) 食用油収集による水質汚濁防止

(イ) 食用油収集によるごみの減量

(ウ) 廃食用油をBDFに精製し使用することによる、排ガスのクリーン化

(エ) 化石燃料と温室効果ガス削減による、地球温暖化の防止

ウ 収集方法

(ア) 月1回のかん・びん・ペットボトルの収集日に収集をする。

(イ) 食用油は原則としてプラスチック製の食用油の空きボトルに入れたものを収集

(ペットボトルでも可とし、ボトルは無色透明または半透明で、キャップがしっかりと締まるもの。ボトルの大きさは自由)

(ウ) 食用油は植物性油のみ

エ BDF使用について

(ア) BDF使用による影響について

具体的な不具合は報告されていませんが、ディーゼルエンジンは本来軽油を使用するように設計されているため、パッキンなどゴムの部分に不具合がでる可能性があります。燃料フィルターは2ヶ月に1回程度交換することが必要です。

できれば、軽油80%、BDF20%の割合で使用するのが望ましいのですが、混合で使用した場合、BDFにも軽油引取税（32.1円／ℓ）が掛かるようになります。

(イ) 使用方法

ごみ収集委託車両の一部に利用されています。

(ウ) BDFの精製・使用量（平成26年度）

内容	量(ℓ)
食用油収集量	37,700
BDF使用量	16,390

※収集量、使用量はH26年4月～

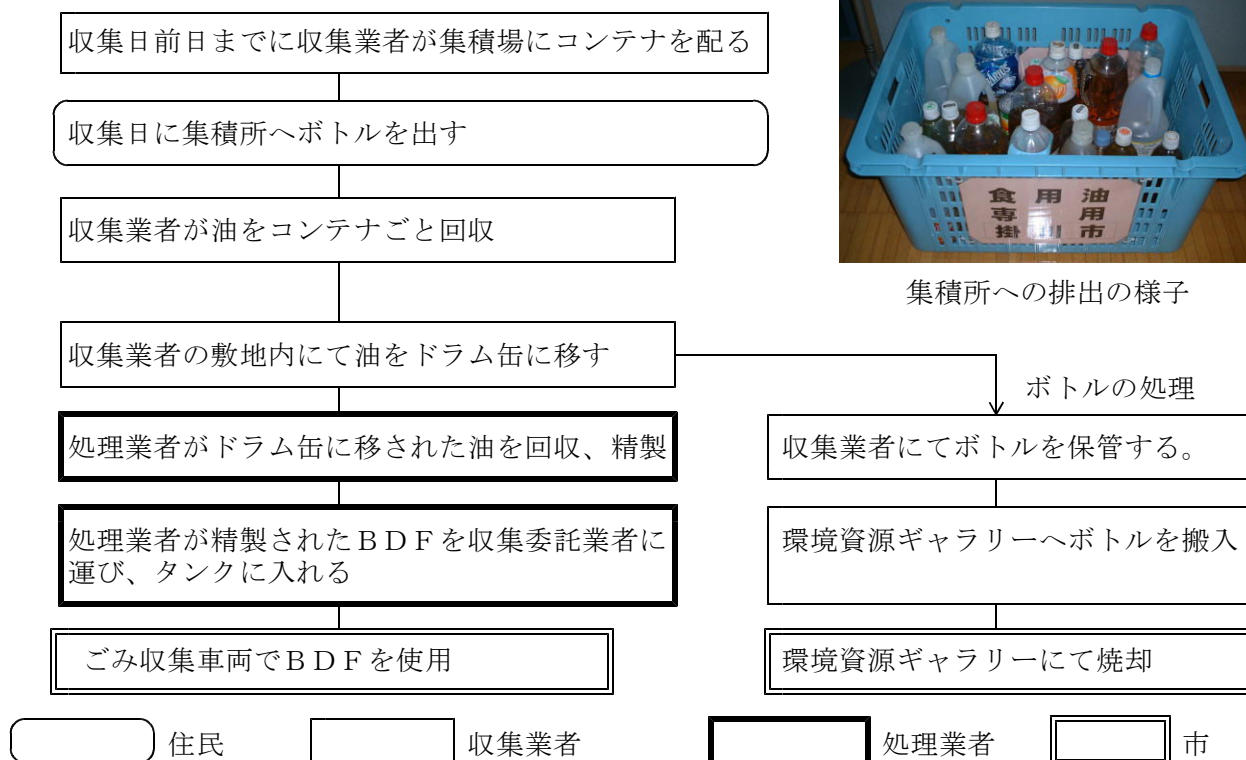
H27年3月の実績

食用油をリサイクルした
燃料で走っています



BDF使用収集車

(エ) 食用油収集・処理のフロー



集積所への排出の様子

(オ) 収集時の問題点

- ・ びん・かん等の容器で出される。
- ・ ふたが閉められていない。
- ・ 植物油以外の油（動物油、機械油）が排出される。